

令和3年度 第9回春日市教育委員会定例会 議事録

1 開会及び閉会に関する事項

① 日 時 令和3年12月22日(水)

開会 午前9時

閉会 午前10時30分

② 場 所 春日市役所4階404、405会議室

2 出席委員の氏名

教 育 長	扇 弘 行
委 員	魚 屋 けい子
委 員	谷 康 浩
委 員	安 本 誠 一
委 員	染 原 レイ子

3 委員を除き会議に出席した者の職氏名

教 育 部 長	金 堂 円一郎
教 務 課 長	藤 井 謙一郎
学校教育課長	今 福 保 幸
地域教育課長	市 場 結 実
文化財課長	高 田 勘 治
教務課統括係長	井 本 正 美
教務課主任	林 由梨奈

4 議事の概要

別 紙

午前9時 開会

【第1 会議録署名委員の指名】

○扇教育長

委員全員出席です。ただいまから令和3年度第9回春日市教育委員会議定例会を始めます。

始めに、会議録署名委員の指名を行います。魚屋委員を指名いたします。

【第2 議案】

- (1) 春日市立学校に在籍する不登校児童生徒の指導要録上の出席の取扱いに関する要綱の制定について

○扇教育長

次に、議案の付議事項です。

第20号議案 春日市立学校に在籍する不登校児童生徒の指導要録上の出席の取扱いに関する要綱の制定について、事務局から説明をお願いいたします。

○今福学校教育課長

第20号議案 春日市立学校に在籍する不登校児童生徒の指導要録上の出席の取扱いに関する要綱の制定についてご説明いたします。提案理由につきましては、不登校の状態にある児童生徒の社会的な自立又は学校への復帰に資するため、当該児童生徒が一定の要件を満たす公的施設若しくは民間施設への入所若しくは通所又はインターネット等遠隔の方法により提供される教育課程による学習活動を実施した場合、学習指導要録において出席の取扱いとするに当たり、出席扱いの要件等を要綱に定める必要があるものでございます。10月の教育委員定例会議において、協議事項（1）不登校児童生徒に係る様々な支援についてのガイドライン等の中で教育長がご説明されたものでございます。市教育委員会では令和元年10月25日付けの文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」を踏まえ、義務教育制度を前提としつつ、不登校児童生徒が社会的自立のため学校外の施設への入所もしくは通信による学習活動又はインターネット等の遠隔方法により提供される学習活動を行っている場合、一定の要件の元、それらの学習活動において相談指導を受けた日数を指導要録上の出席扱いとすることに関しガイドラインを定めることとし、その説明を行ったものでございます。要綱は、不登校児童生徒の在籍する学校の校長が、当該不登校児童生徒の一定の学習活動を行ったことをもって学習指導要録の記載において出席扱

いとできることと、出席扱いとすることができる学習活動の要件を明文化したものでございます。告示行為に際し、法制審査により条文の構成や字句、文言の修正を行っておりますが、内容の趣旨は一点を除いて10月の教育委員定例会議において説明したのから変更はございません。

内容について、要綱案の条文に沿って説明いたします。第1条はこの要綱の目的を定めるもので、不登校児童生徒の学習指導要録の出席取扱いは、当該児童生徒の社会的な自立や学校への復帰を目的とすることを明らかにしております。

第2条はこの要綱の対象とする児童生徒に関する規定です。春日市立学校に在籍する不登校の状態にある児童生徒を対象とするものです。

第3条は出席扱いとすることができる要件に関する規定でございます。第1項本文では在籍校の校長が、第1条に規定する目的、すなわち当該不登校児童生徒の社会的自立や学校への復帰に際して有効かつ適切であると判断される時に要件を満たす学習活動を行ったことをもって、出席扱いとすることができることを規定しております。第1項各号は学習活動の具体的な要件です。第1号は春日市教育支援センター等の公的な施設に係る要件、第2号は条件を満たすフリースクール等の民間の施設に係る要件、第3号はインターネット等の遠隔の方法により提供される教育課程に係る要件です。ただし、第3号は後半の括弧書きのとおり、この学習活動により出席扱いとすることができる対象の児童生徒は、いわゆる引きこもり等の状態にあって、家庭の外にある公的施設・民間施設において学習活動を行うことが困難である場合に限り、第4号はその他規定で、10月の教育委員定例会議において説明していたものから変更した箇所となります。第1号から第3号までに掲げる所定の要件を満たす学習活動以外で、これらに準ずるものとして出席扱いを認める学習活動は校長判断に委ねると説明しておりましたが、学校間での判断に差が生じる可能性があることから、公平性の確保のために、校長の意見を聴いて教育長が判断するものと変更したものでございます。第2項は、校長は出席扱いの決定に当たり、教師を含め関係者の意見を聞くこと、主体的に社会的自立等に向かう上で有効かつ適切であるか慎重に判断することを求めるものです。

第4条は要綱が想定していない状況が生じた場合は個別に協議検討し、起案決裁により対処することとなります。説明は以上です。

○扇教育長

ただいま説明のありました議案について審議をいたします。質疑はございますか。

○安本委員

第3条1項1号にある公的な施設はどの程度あるのでしょうか。また、同条同項2号に記載のある民間施設はどのようなものを想定しているのでしょうか。

○今福学校教育課長

公的施設は、現在のところ春日市教育支援センターを想定しております。ただし、今後施設が増える等の可能性もございますので、限定はしておりません。また、必ずしも春日市の施設のみを利用しなければならないわけではないと考えております。

○安本委員

春日市ではなく、他の市や県の施設ということですか。

○今福学校教育課長

県の施設も想定しております。そのような状況が生じましたら、個別に要綱に照らして審査をすることになるかと思えます。また、実際に施設に赴き、直接話しを伺うこともあるかと考えております。

民間施設については、現在もフリースクールに通っている児童生徒が数名おります。このフリースクールについては、当該児童生徒の在籍する学校の校長が施設に行き、その施設の教育課程や経営方針、運営者の心情等をお伺いし、それらを踏まえて出席扱いとしております。そのようなものを、今回要綱として条件等を明文化し、公にすることで進めていこうとするものでございます。

○扇教育長

公的な施設について補足をしますと、昨年度一昨年度の事例ではございますが、いきいきプラザ内にございます通級指導教室を、引きこもりの子どもが利用していたことがございます。通常、通級指導教室は比較的障がいの程度が軽い児童生徒が利用するものではございますが、協議をいたしまして、通級指導教室で相談指導を受けた回数は出席扱いとしている例はございます。

○安本委員

既に前例があるということですね。

○扇教育長

その子は教育支援センターに籍を一旦おきまして、徐々に移行していこうという方針をとっておりました。また、他の公共施設といった時に、春日市外に住んでいる児童生徒が春日市の教育支援センターを利用する、あるいは春日市の児童生徒が他の市の公的な施設を利用することも想定できると思えます。その場合は、市教育委員会同士で協議を行い、対応していくことになると思えます。

○染原委員

報告になりますが、通級指導教室の指導体制が一部変わりました。今までよりも、学校に行けているのではないかと感じております。

○魚屋委員

フリースクールの一覧表というものはあるのでしょうか。

○今福学校教育課長

まだ作成しておりませんが、現在教育長からご指示いただいております。サポートマップを拡張して対応していこうとしております。春日市サポートマップというものは、教育支援センターを始めとした子育てに関する各相談機関を紹介しているチラシでございます。A4の裏表で作成しているものでございます。これをA3裏表の二つ折りとして、確認が取れたフリースクール等の民間施設を掲載していこうと計画しております。来年度には作成し、色々なところに配付していきたいと考えております。

○染原委員

市が運営している施設は市の補助があると思うのですが、フリースクール等の民間施設は保護者が全額負担していると聞いております。市から何らかの補助をすることはないのでしょいか。

○今福学校教育課長

現在は、特段の予算措置がございませんので、全て保護者の負担となっております。しかし、このことは課題として捉えておまして、今後対応を考えていくべきものだと認識しております。

○金堂教育部長

フリースクールに通う児童生徒の保護者の負担軽減についてでございますが、要綱として定め、春日市として認めるということになってまいりますので、全額とはいかないものの何らかの支援をしていく必要があると思っております。これについては先の定例議会において、調査研究を進めていくと申し上げております。最終的に社会的自立に繋げていけるような環境を整備することが教育委員会の役割だと思っております。

○魚屋委員

福岡県のフリースクールの冊子を拝見いたしますと、授業料に幅があるようで、何かしらの支援をしていただくとそのような施設に通う児童生徒の保護者は大変助かるのではないかと思います。

○扇教育長

よろしいでしょうか。それでは第20号議案 春日市立学校に在籍する不登校児童生徒の指導要録上の出席の取扱いに関する要綱の制定について、ただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第20号議案 春日市立学校に在籍する不登校児童生徒の指導要録上の出席の取扱いに関する要綱の制定について、全員賛成をもって可決いたしました。

【第3 報告事項】

(1) 教育長報告

○扇教育長

教育長報告でございます。年が明けますと遠からず卒業証書授与式と入学式がございます。先日、筑紫地区の5人の教育長にて教育事務連絡協議会を行いまして、卒業証書授与式と入学式についての協議を行いました。新型コロナウイルス感染症の拡大は、今のところ落ち着いてはおりますが、式の形態をすぐにコロナ禍前に戻すという考え方ではなく、感染症に対する配慮は引き続き行いつつ式を執り行うこととなります。出席者にはマスクの着用を要請いたしまして、保護者の参加は2名までとし、在校生は送辞者のみの参加いたします。コロナ禍以前は、保護者は式が終了次第教室に移動しておりましたが、今年度は式終了後には教室に移動しないよう要請をしようと検討しております。学校によっては、教室の様子を別室に遠隔で映し出すということも行うかもしれません。

式の内容については、基本的な開式の次第や国歌校歌斉唱その他は行うスタンスを取ります。昨年度は、国歌校歌は聞くだけに留めましたが、今年度はマスクをしたまま斉唱したいと考えております。卒業証書授与は、中学校は今までどおり総代として代表者一人が受け取り、小学校は例年一人一人壇上に上がって受け取っておりましたが、授与時間や練習時間がかかるということで、学級単位あるいは学年単位で代表が受け取る形にしたいと検討しております。校長式辞は長くならないようにと伝えております。来賓式辞は、市長がおいでになる学校ではお願いしようと思っておりますが、市長がいらっしゃらない学校ではメッセージを閉じ込みまして、教頭等が読み上げるようにしたいと思っております。教育委員会祝辞についてはメッセージ閉じ込みのみで対応いたします。PTA会長祝辞は実施せず、記念品の授与の際にPTA会長が登壇される際にお声を掛けていただき、卒業

記念品についても校長が御礼の言葉を申し上げる形にしたいと考えております。来賓紹介については、PTA会長、学校運営協議会の中から1名とし、教育委員会からは現在検討しているところがございます。祝電披露は掲示といたします。在校生の送辞は昨年度並みに行い、今の感染状況でしたら卒業生の答辞は5分程度行うよう考えております。小学校については、昨年度は卒業生在校生共に呼び掛けは控えていただきましたが、今年度は卒業生が保護者への御礼という形で、簡略化して行おうと考えております。式が終わった後の保護者代表謝辞は式の中では行いません。教育委員の方々の参加については教育委員会として現在調整させていただいているところがございます。調整ができ次第、ご連絡いたしたいと思っております。

ここまでで何かご質問はございますか。

○安本委員

卒業式の日程を教えてください。

○金堂教育部長

中学校は3月11日の金曜日、小学校は3月17日の木曜日を予定しております。

○扇教育長

校長会で通知を行う予定でございますが、特に小学校で多く見受けられる、長期間に渡った卒業式の練習を控えていただこうかと検討しております。児童のきちんとした姿を保護者に見せたいという教員の気持ちも理解はできますが、発達段階に合わせた指導を的確に行っていたら、卒業式の直前に練習を行わなくとも適切な形になるのではないかと思います。実際に、昨年度の卒業式は練習なしでも整然とした式となったということを校長から聞いております。中学校は前の日まで入試がある関係で練習はほとんどできませんが、当日本番でできております。6年間ないしは3年間の子供達の成長を保護者の方に見てもらえればと思います。

○魚屋委員

オンラインで卒業式の様子を見ることはできるのでしょうか。

○扇教育長

恐らく各学校実施するのではないかと思います。

○扇教育長

教育長報告を続けます。

2点目に、美術教育の一つである絵画という共通の文化を通じて、東アジアの次世代を

担う子ども達の国際的な視野を実践的に広げることを目的とした、日中韓児童友好絵画展が今年も行われます。今年度で第10回目となるそうです。こちらは、県内ほとんどの学校が応募しているようでございます。テーマが自由とのこと、改めて描かずとも、今まで子ども達が描いた作品で、例えば教室に展示してある作品等を本人保護者の了承を得て応募いただければとの依頼をいただいておりますので、校長会で呼びかけて協力できる学校は協力してくださいと伝える予定でございます。

○安本委員

最近は日本の子ども達が描いた線画に中国の子ども達が色を塗ったり、逆もあったり、色々な交流があるようですね。今、資料として弥生の里児童画展のチラシがあるのですが、とても良い作品ですし、こちらの優秀作品等を出しても良いのではないのでしょうか。

○扇教育長

何かしら受賞したり入選したりした作品は出せないとのことなので、落選したもの等を出せないか検討したいと思います。

○扇教育長

3点目でございます。筑紫地区で夏季休業日等の調査をいたしました。春日市は、夏季休業日の始期は基本的に7月21日からではありますが、終期は統一されておりません。秋季休業日については始期・終期・期間いずれも学校によって差がございます。中には秋季休業の期間を10日間と設定している学校もありました。調査をしましたところ、他の市は期間を統一しておりました。ついては、来年度から夏季休業期間は、二学期制の学校は7月21日から8月24日の期間、三学期制の学校は7月21日から8月26日の期間としたいと検討しております。校長会の賛同も得ておりますので、この形で実施することとなるのではないかと思います。また、1日目は給食を食べずに午前中のみ授業、その翌日から給食ありになって、徐々に6時間授業に移行、終期についても7月21日の終業式までフルで授業を行うのではなく、最後の二週間くらいは5時間授業で移行していくようにできたらと考えております。授業が短くなった部分の教育課程の日数はどう対応するかといいますと、存分にとっていた秋季休業を、他の市と合わせた4日間とすることで対応が可能でございます。長期休業期間を同じ日に設定した方が、学校が本来あっている時間に街中をうろついている子どもに違和感を抱きやすくなります。期間がバラバラでしたら、学校に行かずに遊びにきているのか、学校が休みだから遊びに来ているのかの判断が取りにくくなります。どの学校もゆるやかにスタートしてゆるやかに休みに移行する形にしたいなと思っております。

○染原委員

秋季休業の日程を教えてください。

○扇教育長

10月の第2月曜日のスポーツの日を最終日とする4日間です。

○扇教育長

最後に、ランドセルについてでございます。キャリーバックのように車輪がついていて、引っ張ることができるランドセルが販売されているそうです。これは通常のランドセルより後ろに幅が出てしまい、何かに引っかかったり車等に巻き込まれたりという危険があるかと思われます。持っている子どもだけではなく、他の歩行者等にぶつかる危険性もございます。地教連としても推奨できないとの通知が来ております。全ての教材を持って帰るので重たくなり、このような商品が販売されるのでしょうか。ついては、できる限り置き勉を推奨しようと校長会と話しているところでございます。なお、中学校は既に基本的には置き勉を推奨しております。

○安本委員

販売しているのは日本の業者ですか。

○扇教育長

はい。

○谷委員

キャリーバックはガラガラと非常に大きな音が出ますよね。後ろに幅もでますので、この商品を使用すると通学時間は非常に混雑することになりそうですね。

○染原委員

集団登校をする場合も危ないですね。

○安本委員

春日市だけではなく、県や国で児童の安全の確保という通達等を出していただいた方が良いのではないのでしょうか。

○染原委員

タブレットを入れる袋等も販売されているようですが、春日市ではタブレットは持ち帰るのでしょうか。

○扇教育長

置いてかえる場合もありますし、持ち帰る場合もあります。

○染原委員

持ち帰る場合はランドセルやカバンに入れて帰るのでしょうか。

○安本委員

今はタブレットを入れるために幅の広いランドセルも販売されていますよね。

○今福学校教育課長

持ち帰る場合はランドセルです。袋に入れてしまうと何処かに置き忘れることもございますので、持ち帰る場合はランドセルに入れるようにしております。

○染原委員

今のところタブレット用の袋は必要ないものなのですね。

○今福学校教育課長

はい、そのとおりです。

(2) 教育委員報告

○扇教育長

教育委員の方から何か報告はございますか。

○染原委員

全国統一学力テストにC B T方式が導入されると伺ったのですが、どのくらいから導入されるのでしょうか。

○扇教育長

正式に通知等は来ておりませんが、令和5年度くらいから導入予定と聞いております。全教科ではないとのこと。

○染原委員

C B T方式は入試にも導入されるのでしょうか。

○今福学校教育課長

入試については、まだ言及されておられません。文部科学省は一般企業と提携してタブレットドリルを導入していますが、同様の形で、インターネット上で問題を提供したものを児童生徒が解き、そこで採点されるようなシステムを文部科省が作っております。実験的に来年度から希望校で実施することとなっております。希望校だけが参加するようになっておりますが、最初は小学校4校中学校1校でしたが、追加希望がございまして、半分くらいの小中学校が参加する予定となっております。C B Tが導入されることを想定してこのような取組が行われるのだと思っております。

○染原委員

それは、採点がやりやすいといったような、教員側からの視点での導入になるのでしょうか。

○今福学校教育課長

教員としては採点が自動でされるのでそのような側面もございまして、子ども達にタブレットを使って問題に取り組みさせるという意図もあるようでございます。

○染原委員

書字が難しい子どもは、C B Tを使用して試験等をするようになるのかなと思っていたのですが、どうなのでしょうか。

○今福学校教育課長

国語はC B Tの導入が難しい教科でございまして。児童生徒が正しく漢字を書かずとも、コンピューターがある程度自動で補正し、正解としてしまうといったような課題もあり、C B Tに向かないという意見もございまして。ただ、特別支援教育ではタブレットの使用は非常に有効な手段でございまして。また、O E C Dが行っている学習到達度調査のC B T化が進められていますので、徐々にC B Tにシフトしていくのではないかと考えております。

○扇教育長

いずれにしても近々導入されることとなると思います。

○安本委員

国家資格等だとC B Tを導入しているものもあります。国家試験前に、模擬テストのようにI C Tを使用してネットでの対策も行っているようです。ただ、その試験や対策は選択問題や○×問題となっており、やはり識字や記述式は難しいでしょうね。諸外国でC B Tが進んでいるのはアルファベットを使用していることも大きな理由なのではないでしょ

うか。日本は漢字・カタカナ・ひらがなが混じっており、難しいのでしょうかねただ、徐々に変わってきているので将来的に国語科にもC B Tが導入される可能性もあるのではないのでしょうか。

(3) 事務局報告

事務局報告 ア 令和3年度教育費補正予算（12月補正）について

○扇教育長

次に、事務局の方からの報告です。令和3年度教育費補正予算、12月補正について事務局から報告をお願いします。

○藤井教務課長

令和3年度教育費補正予算12月補正についてでございます。令和3年度教育費関連補正予算集計表12月補正をご覧ください。10月29日に開催いたしました教育委員会議においてご説明しておりました歳入歳出の補正予算案件について、12月議会において議決いただいておりますのでご報告いたします。10月の教育委員会議説明時と補正予算額に変更が生じたものにつきまして説明いたします。また、変更しているものにつきましては、令和3年度教育費関連補正予算集計表の中の補正額（最終）欄で金額に下線が引いてある網掛け箇所でございます。

○今福学校教育課長

歳入補正予算について、追加で予算を計上したものでございます。15款2項4目教育費国庫補助金、細節 公立学校情報機器整備費国庫補助金の小学校分と中学校分です。これは国の補助事業であるG I G Aスクールサポーター配置支援事業の補助金交付申請を行ったことに伴い計上しているものでございます。この補助事業はG I G Aスクール構想に係る計画策定等の準備対応を対象とするとされていたものですが、今年度の後半に入って、より広い範囲を助成の対象とすることを示唆する通知があり、問い合わせを行いましたところ、本年度に実施しておりますI C Tヘルプデスク業務とネットワーク機器保守業務も助成対象となるという回答を得たため、直ちに当補助金の交付申請を行い、当該申請に基づき歳入補正予算の計上を行ったものでございます。

次に歳出補正予算についてでございます。10款1項2目事務局費、細節 消耗品費です。10月定例会では新型コロナウイルス感染症対策の物品購入の実績を踏まえ、執行見込残として100万円を減額する内容で計上しておりましたが、令和4年度当初予算査定の協議により、次年度購入予定のものについて、可能なものは今年度予算により前倒しで購入する

よう見直すこととなりました。このため、執行見込残と前倒し分の差額について増額計上するものでございます。なお、購入予定の消耗品は、アルコール等手指と校内施設の消毒剤、使い捨てのビニール手袋、除菌ウエットティッシュ等でございます。

○藤井教務課長

続きまして、10款2項3目14節 工事請負費、細節 無線LAN整備です。増額補正の理由としましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するもので、感染症や災害の発生を乗り越えて学びを保障するものとして、昨年度普通教室を中心に整備しているネットワーク環境を特別教室、多目的室、屋内運動場等に拡張し、広くタブレット授業ができる環境を整えると共に、災害時の避難場所としての活用も視野にいれ環境整備するものであります。学校の屋内部分では全てタブレットが使用できるよう整備するものであります。続きまして、10款3項3目14節 工事請負費、細節 無線LAN整備、こちらは同様に無線LAN整備ではございますが、中学校に係る工事請負費となっております。増額理由は先程の小学校における無線LAN整備と同様となります。

○市場地域教育課長

10款4項7目 読書のまちづくり推進費における10節 需用費、細節 修繕料です。市の新型コロナウイルス感染症対策事業として、市民図書館感染防止対策強化事業に係る費用を新たに計上するものです。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金から全額充当されます。事業の内容です。修繕料は図書館内のソファの修繕料を計上しています。図書館内のソファの座面を消毒可能な素材に張替えることで、閲覧スペースの利用再開を可能にしたいと考えております。同款項目の17節 備品購入費、細節 市民図書館用備品は空気清浄機8台と図書除菌機1台の購入を計画しています。空気清浄機を設置することで、図書館内を適温に保ちながら安全に利用できる環境を提供することができると考えております。図書除菌機は紫外線と送風により本の除菌清掃消臭を行うものです。現在1台を設置しておりますが、より安心して本を借りていただくために、もう1台追加購入するものです。次に、同節備品購入費 細節 電子書籍です。自宅のパソコンやタブレット、スマートフォンから利用できる電子図書館の充実を図るため、電子書籍を追加で購入するものでございます。説明は以上です。

○今福学校教育課長

続いて債務負担行為の説明をいたします。10款1項2目 事項 健康診断器具賃借料でございます。業務の内容については、新型コロナウイルス感染症の対策の一環として、今年度、学校健診用の健診器具をレンタルに切り替えましたが、来年度も引き続き感染症対策としてレンタルを行おうとするものでございます。今年度は債務負担行為を計上せず当初予算のみの計上であったため、契約等を行う事務のスケジュールが非常にタイトなもの

になりました。このため、あらかじめ債務負担行為を計上するものでございます。

○藤井教務課長

10款2項3目 事項 天神山小学校校舎賃借料でございます。期間は令和4年度から令和9年度までで、限度額が115,500,000円でございます。債務負担計上の理由でございますが、天神山小学校の教室の不足を解消するためのもので、校舎を増築し教育環境の改善を図ることを目的としております。天神山小学校の児童数の推移を記載した資料をお配りしておりますのでご覧ください。天神山小学校は平成18年4月白水小学校の新設により一旦児童数が減少したものの、フォレストシティの開発により宅地造成がされ、平成23年11月星見ヶ丘に町名地番の変更が行われました。この頃から児童数が急激に増加し続けており、令和4年度の児童数見込みは852人となり、平成23年度と比べ、約2倍の児童数となる見込みでございます。続いて、天神山小学校の学級数の推移でございます。児童数の増加に比して学級数も増加しております。平成18年度は15学級でしたが、令和4年度には33学級となる見通しでございます。平成29年度に教室不足から3教室を増築しておりますが、児童数の増加や特別支援学級数の増加により、来年度、教室が不足することとなります。教室配置等を工夫することにより学校運営をいたしておりましたが、教室の確保が困難となってきております。そこで、4教室を早期に増築し、教育環境の改善を図るものでございます。県内各市の児童数の推移につきましては、一部の市を除きまして、減少傾向にある事が確認できます。また、県内各市の普通学級数・特別支援学級数の推移としましては、特別支援学級のクラス数は、県内各市大きな伸びを示しており、春日市においても26クラスから58クラスに増加しております。特別支援学級に在籍する児童数の増加にも対応するためにも増築を行うものでございます。

事業計画図をご覧ください。できる限りグラウンドに影響を与えないように、屋外プールに接する形で建設するよう想定しております。構造は早期に建設が終わるよう軽量鉄鋼造、いわゆるプレハブの2階立てとし、4教室500平米程度となる予定でございます。今後の予定ですが、今回議決をいただいておりますので、債務負担に基づき、仕様書等を公開し、プロポーザルにて令和4年2月までに業者を選考する予定でございます。その後、工事に着手し、令和4年9月までには竣工させ、供用開始を目指しております。なお、事業費につきましては、115,500,000円を計上しておりますが、できる限り単年度の財政負担を軽減するために、令和4年10月からの60回分割払にて執行するようにしております。

つづきまして、10款5項4目 事項 小学校給食調理業務委託料でございます。春日北小学校、春日原小学校、春日南小学校、大谷小学校、日の出小学校、白水小学校分の債務負担でございます。今回小学校6校の契約期間が令和4年7月で満了になることに伴い、新たに業者選考を行うことから、契約予定期間の令和7年度までの期間の債務負担行為でございます。説明は以上でございます。

○扇教育長

ただいま報告されました件について、各委員さんから御質問はありますでしょうか。

○染原委員

令和4年度から通級指導教室の形態が変わり、自校の空き教室で通級指導教室をおこなうこととなりますが、天神山小学校は空き教室がないとのことで、今までと変わらずいきいきプラザ内にある通級指導教室に通うこととなっています。天神山小学校の教室が増築されるとのことですが、増築した教室は通級指導教室として使用できるのでしょうか。

○藤井教務課長

新年度不足する分を補填する形で増築を行うこととしておりますが、現在想定している児童数に変動がございますので、確実に満たされるとは言えない状況でございます。現在、例えば音楽室や図工室といった特別教室を普通教室にしたり、本来の1教室分を2つに分割して特別支援学級として使用したりと工夫をしておこなっております。今回の4教室増築する分につきましても、単純に普通教室として使用するのであれば4教室分にしかありませんが、この中に特別支援学級のクラスを入れ1つの教室を2つに分割して使用すること等も可能かと思っております。様々な工夫をしながら、不足する分の教室を補填していこうと考えております。通級指導教室についても、どこの学校でも学校内での対応が必要なものと認識しておりますので、学校としっかり調整を行いながら、4月の段階でどれくらい教室を確保しておかなければならないか把握に努めてまいります。今現在も工夫して対応しておりますが、増築しても、なお、引き続き色々工夫しながら、必要な教室を満たしていこうと考えております。

○染原委員

各学校で通級指導教室の対応ができるようになるということで、通級指導教室の申込みが非常に増えている状況です。そのような中で、教室数が増えるということは朗報であると思われました。

○藤井教務課長

染原委員がおっしゃった事を含め、総合的な見解で、教室数が充分であるとされる数の確保が必要とは重々承知しております。しかし、今後児童数が減っていくことも想定されますので、教室の増数については最低限必要な分のみを増築させて欲しいということで、今回対応させていただいているところでございます。

○谷委員

学校区の見直しは考えられているのでしょうか。白水ヶ丘や上白水地区では子どもの数

が減っていつている状況ですが、星見ヶ丘地区は今後も増えていくと予想されます。これから、白水小学校区では児童が減っていき、天神山小学校区では益々児童が増えていくのではないのでしょうか。費用対効果を考えて対応されているようですが、学校区の編成も一つの手段ではないのでしょうか。

○藤井教務課長

今回の天神山小学校の増築にあたり、校区の見直しは協議されておりません。

○金堂教育部長

今回の天神山小学校について、開発当時から、星見ヶ丘地区は松ヶ丘地区の行政区であるとの考えが前提にございまして、校区再編となると松ヶ丘地区を分ける形となります。ようやく星見ヶ丘地区と松ヶ丘地区とのまちづくりが活発になってきておりますので、今回は地区を分けるという協議はございませんでした。もし将来的に、マンションの分譲等があり星見ヶ丘地区の人口が増えた場合は、増加した児童を天神山小学校の校区に編入するかとなると、天神山小学校では対応できない可能性もございまして。その辺りも含めて、白水小学校の校区、すなわち白水ヶ丘地区と認定するか等、都市計画との関連も含めて柔軟に検討していきたいと思っております。ただし、開発行為はどのタイミングで起こるか分かりませんので、見通しが立たない状況ではございます。

校区の再編については、例えば、春日地区ですと小学校3校・中学校2校の学校運営協議会に地域から人を派遣していただいておりますので、一つの地域で複数校に関わるとなると、その辺りの負担軽減も考慮しなければならないと思っております。遠い将来、40年後には子どもの数は半分になると予想されております。そうすると、1中1小学校の概念に向けて、自治会という組織をどのように再編していくかを視野に入れながら、どう整合性を取っていくか、気を引き締めて取り組んでいかなければならないと考えております。

○谷委員

そんなに子どもが減るという想定なのですか。

○金堂教育部長

40年後は減るだろうと想定されております。春日市においては、現在は大幅な人口減少に至ってはおりませんが、全国的には、春日市の倍の人口が年間で減っています。白水小学校区の子どもの数が減っていることは事実としてありますので、校区再編は留意していきたいと思っております。自治会の活動をいかに整理するかを含めて校区再編を考えていかなければならないので、教育委員会だけの考えではできないところもございまして。

○谷委員

40年後に子どもの数が半分になるということですが、40年後というのは、些か遠すぎる気がします。40年後の話をベースに半分になるという想定で動くのではなく、5年10年という形で見た方が良いと思います。

○金堂教育部長

40年後というのは、公共施設のマネジメント計画の40年後であって、見直しにあたっては10年単位で行っております。少子高齢化の流れが今から進んでいくことはやむを得ないことですが、春日市教育委員会といたしましては、教育環境を充実させる等、人を呼び込む施策を実施いたしまして、選んでいただける市となるよう取り組んでおります。

○染原委員

平田台地区にあるグラウンドが宅地として開発されており、平田台地区の子どもが増えると予想されます。平田台地区の子どもは、小学校は春日野小、中学校は春日野中に行くこととなりますが、教室の増設等はお考えでしょうか。

○金堂教育部長

西野球場の隣にある日の出水路を交換した土地が、平田台の運動広場で50区画程開発されているところでございます。まだ推計の話ではありますが、現時点では春日野小学校と春日野中学校に受け入れたとしても、影響はないということです。ただ、あくまでも予想となっております。実際、春日市に子育て世帯が多く転入してきている事実はあります。星見ヶ丘地区にお住まいの方等を見ると、春日市が子育てしやすい環境であると思われる方は多くいらっしゃるのではないかと印象があります。

イ 春日市議会（12月議会）における一般質問について

○扇教育長

次に、イ 春日市議会（12月議会）における一般質問について、事務局から報告をお願いします。

○藤井教務課長

春日市議会、12月議会における春日市議会一般質問についてでございます。12月定例議会におきましては、5人の市議会議員から5項目の質問をお受けしております。質問及び回答の内容につきましては、資料記載のとおりでございます。報告は以上でございます。

ウ 各種審議会等の実施報告について

○扇教育長

次に、ウ 各種審議会等の実施報告について、事務局から報告をお願いします。

○今福学校教育課長

令和3年11月11日に春日市いじめ防止等対策推進委員会を開催しましたので、ご報告いたします。当委員会は春日市のいじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等に係る対策を実効的に行うようにするため、春日市いじめ防止等対策推進条例第4条第1項の規定に基づき、いじめ防止対策推進法第14条第3項に規定する附属機関として設置しているものがございます。その主な所掌事務はいじめ防止等のための対策の推進といじめ防止対策推進法第28条第1項に規定に基づくいじめの重大事案が起きた時の事実関係等の調査でございます。委員等の構成は、弁護士、医師、学識経験者等、心理又は福祉に関する専門的な知識及び経験を有する者としてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの5人で構成しております。なお、この日は全員が出席でございました。この日の主な審議事項については、一つは例年行っております、いじめに関する現状報告等でございます。令和2年度はいじめ認知件数の報告等をいたしました。もう一つは、重大事態案件に係る具体的再発防止策の報告で、令和2年度中に委員会で審議し、調査報告書を作成した重大事態案件に関する報告です。当該調査報告書を受けて、学校・教育委員会が検討した具体的な再発防止策について報告をしております。なお、委員からは、当該再発防止策について、一定の評価をいただいております。報告は以上です。

○市場地域教育課長

地域教育課でございます。令和3年度第4回社会教育委員の会議が11月15日に開かれました。議題及び審議結果の概要については、記載してありますとおりでございますけれども、現在提言書を作成しております。内容については、多様化する家庭社会教育の支援に向けて、繋がりを目指した居場所作りということで、本年度中に作成する予定としております。

続きまして、令和3年度第2回春日市図書館協議会が11月25日に開かれました。こちらにつきましても、審議事項を中心に協議を行いました。審議事項は、人生100年時代における図書館サービスの在り方についてということでございます。報告は以上です。

○扇教育長

ただいま報告されました件について、各委員さんから御質問はありますでしょうか。

○安本委員

春日市のいじめ防止等対策推進委員会の報告において、いじめ防止法についての記載がありましたので、お話ししたいと思います。ご存知かもしれませんが、先週の水曜日15日に、いじめ事件に判例が出ました。中学校で起こったいじめで市側が敗訴しており、賠償命令が出ております。今はネットで情報が見ることができますので、こういう判例が出たということで、今後訴訟が出てくる可能性があります。そういう判例があるということ、先生方で勉強会をした方が良いのではないかと思います。

○今福学校教育課長

いじめの防止については、今度の校長会にて注意喚起を強くする予定でございます。

○扇教育長

私の方からも、いじめの認知件数の推移については注意をしたいと思います。

○金堂教育部長

私が危惧していることとしましては、学校の先生は子ども達の学級経営や授業が本来の仕事ではありますが、世の中の流れに関する情報の入手力が少し弱いのかなと感じております。一般社会の認識と乖離を生む原因は、そういった意識があるからではないでしょうか。そこを、校長会や教頭会、主幹教員等それぞれの階層の職の先生方に情報発信をして行こうと思っております。学校も、大きな社会という中のひとつであるので、だから教育課程も社会の変化に合わせて変わってっております。現場の先生においては、当然学級経営をしっかりしてもらわないといけないのですが、やはり世の中の流れがどうなっているのか、例えばおっしゃったような川口市のいじめの裁判がこのような結果となったということ、見るなり聞くなりするだけでも、先生達の態度・行動・動きが変わるはずだと考えております。そういった視点を持ってくださいとお伝えしたいなと思っております。

(4) 主要行事報告

○扇教育長

主要行事報告について、事務局から報告がありましたらお願いします。

○市場地域教育課長

地域教育課です。12月の主要行事報告でございますが、12月11日に弥生の里児童画大賞展授賞式が行われました。今回30回の記念ということで、市民図書館長賞・ふれあい文化センター館長賞・奴国の丘歴史資料館名誉館長賞の3賞を新しく設けております。

続きまして、1月の主要行事計画ですが、学校教育課の欄に令和4年度入学予定者説明会の予定を記載しておりますが、地域教育課ではこの入学説明会において、子育て講演会を行ってまいりました。しかし、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大の防止の観点から、講演会を中止としております。講演会に変わるものとして、資料の配付と動画の配信を予定しております。小学校用と中学校用の2種類ございまして、小学校用は「小学校入学前に親子で考える大切なこと」というリーフレットで、教育長が考えられた「かすがかていのちから」をメインに作成しております。中学校用は文部科学省が作成しております冊子をお配りする予定でございます。「かすがかていのちから」につきましては、動画も作成してございまして、説明会の待ち時間等で上映できるよう、各学校にDVDを配付する予定にしております。また、保護者が家庭で視聴できるようにYouTubeの配信も予定しております。

最後に、1月10日に予定しております成人式についてですが、事前申込みの状況についてご報告いたします。クローバープラザにおいて、2部制で実施の予定です。10月13日の時点で、923の方が事前申込みをされています。昨年の事前申込み者数は922人で、成人式参加者数は908人でしたので、ほぼ同じくらいの人数となっております。地域教育課からは以上です。

○高田文化財課長

文化財課でございます。12月の主要行事報告でございます。12月1日に春日北小学校地中レーダー探査イベントということで、前回の教育委員定例会議において、文化財課が作成しております奴国かわらばんにて開催予告をさせていただいたものです。当日ケーブルテレビや読売新聞社、朝日新聞社がお見えになられまして、新聞にも掲載していただきましたので、ご紹介させていただきます。

続きまして、1月の主要行事計画でございます。1月29日から開催いたします民俗企画展「はかる-算術書から紐解く春日の民具-」のチラシをお配りしております。今回民俗企画展「はかる」ということで、夏に「弥生時代のおもり」としまして、須玖遺跡群から出土しました「権」を紹介いたしまして、全国から注目を集めたところですが、その「はかり」に着想しまして、民俗企画展においても江戸時代の生活に使われたような道具を今回展示することといたしております。併せて、道具の使い方を載せております算術書も企画展では展示をしたいと思っておりますので、ご案内いたします。

また、奴国の丘歴史資料館は、8月9月は新型コロナウイルス感染症拡大の防止のため休館、10月からは施設改修のための休館ということで、5ヶ月近く休館しておりましたが、1月5日から開館いたしております。開館にあたりまして、何か新しい取組をといたしまして、常設展に最新の調査研究ということで、展示できておりませんでした須玖タカウタ遺跡の鋳型を、スペースを設けて展示することといたしておりますので、お近くにお寄りの際はご来館いただければと思います。

【第5 調整事項】

- (1) 1月定例教育委員会議の日程について
令和4年1月21日（金） 午前9時 決定
- (2) 2月定例教育委員会議の日程について
令和4年2月16日（水） 午前9時30分 予定
- (3) 1月教育委員懇談会の日程について
令和4年1月21日（金） 午前10時 決定

午前10時30分 閉会